

日バス協業第261号
令和5年8月25日

各都道府県バス協会 会長 殿

公益社団法人 日本バス協会
会長 清水 一郎

「一般貸切旅客自動車運送事業の運賃・料金の届出及び変更命令の処理要領について」の一部改正について

平素より当協会の運営に関して格別なご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

「一般貸切旅客自動車運送事業の運賃・料金の届出及び変更命令の処理要領について」の一部改正について、令和5年8月25日に国土交通省自動車局長より別紙のとおり通達がありました。その旨了知されるとともに、貴協会傘下会員に対し周知方よろしくお願いいたします。

公益社団法人日本バス協会
業務部 泉・中尾
電話：03-3216-4014
FAX：03-3216-4016